

第28回 全国菓子大博覧会・北海道

あさひかわ
菓子博 2025

SMILE SWEETS HOKKAIDO

北海道産菓子原材料展示交流会 出展要領

第28回全国菓子大博覧会・北海道
あさひかわ菓子博実行委員会 出展褒賞部会作成
令和7年1月31日

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この要領は、第28回全国菓子大博覧会・北海道（以下「本博覧会」という。）の北海道産菓子原材料展示交流会（以下「交流会」という。）について必要な事項を定める。
- 2 交流会は、本博覧会を通じて、北海道の菓子原材料等の魅力を発信することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において出展とは、旭川市大雪クリスタルホール大会議室及び第1会議室において、第28回全国菓子大博覧会・北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）の指定する場所において展示・交流を行うことをいう。

第2章 出展申込み

(出展の申込み)

- 第3条 出展要件

・ 出展品

：お菓子の原材料として使用ができ、製品規格書のある北海道産（原料原産地）であること。

・ 所在地

：北海道内に拠点がある事業所・研究機関及び各種団体であること。

- 2 出展を希望する者は、出展申込書により実行委員会に令和7年2月28日（金）までに申し込むものとする。ただし、実行委員会は申込みの状況により、同日前に締め切ることまたは募集期間を延長することがある。

(出展の承諾)

- 第4条 実行委員会は、前条の申込者について、出展が適当であると認めるときは、承諾書により通知するものとする。ただし、実行委員会は、使用スペースを調整することがある。

第3章 出展料

(出展料等)

- 第5条 出展料と基本備品は無料とする。ただし、備品の追加に係る費用は、出展者の負担とする。

第4章 基本的遵守事項

(出展者の責務)

第6条 出展者は、交流会が本博覧会の重要かつ不可欠なサービスであることを認識し、来場者への快適なサービスの提供に努めなければならない。

- 2 出展者は、実行委員会の指示する事項を遵守しなければならない。
- 3 出展者は自ブース内における物品及び商品を自ら管理する責任を負う。紛失や盗難があった場合、実行委員会は一切の責任を負わない。
- 4 出展者は、交流会の開催期間中、原則としてブースに1名の担当者を配置しなければならない。
- 5 出展者は、交流会終了後に交流人数の報告を行わなければならない。

(試食)

第7条 出展者は、ブース内で試食を提供する場合、関係法令に従って必要な所定の届出を、交流会開始前に完了しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第8条 出展者は、出展権を他に譲渡し、又は転貸し、若しくは使用収益する権利を設定することはできない。

- 2 出展者は、ブースを指定された目的以外の目的に使用してはならない。

(出展内容の変更の申出)

第9条 出展者は実行委員会の出展承諾後、出展内容の変更は、原則として認めない。

(出展契約の解除)

第10条 実行委員会は、出展者が次の各号の一に該当する場合は、出展を取り消すことができる。

- (1) 反社会的勢力が関与していると判断されるもの。
 - (2) 第9条の規定に違反したとき。
 - (3) 成年被後見人又は破産の宣告を受ける等行為能力を喪失したとき。
 - (4) 実行委員会の指示する事項を遵守しないとき。
 - (5) その他関係機関（警察、消防、保健所等）の指導及び指示に従わないとき。
- 2 出展を取り消された出展者は、すみやかに、その占有する施設を原状に復したうえで実行委員会に明け渡さなければならない。
 - 3 実行委員会は、本条第1項の規定により生じた損失について、その一切の責めを負わな

い。

第5章 ブースの設置、管理等

(ブース)

第11条 ブースの基本備品は、会議テーブル (W1800×D450) 2本、テーブルクロス、出展者名看板とする。

2 各出展者の出展場所は、実行委員会が決定する。

(ブースの装飾)

第12条 出展者は、令和7年5月29日(木)17時までに装飾等を完了し、実行委員会の承認を受けなければならない。

2 実行委員会は、安全、衛生、美観等の面から必要と認めるときは、出展者に対しブースの装飾等の変更を求めることができる。

(電力及び水道等の使用)

第13条 ブース内において、水道は使用できない。

2 施設内の電気容量に限りがあることから、原則ブース内で電気の使用はできない。ただし、冷蔵保管等で必要な場合は別途協議を行う。

3 施設内で火気の使用は禁止する。

(破損物の修復)

第14条 出展者が会場施設を破損した場合は、出展者の責任と負担において修復しなければならない。

(ブースの清掃)

第15条 出展者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 交流会で発生したゴミは、出展者が持ち帰り、自己の責任で処理するものとする。

(2) ブース内及びその周辺の清掃を行うこと。

(ブースの撤去)

第16条 出展者は、交流会終了後から令和7年6月2日(月)午前中までに、出展者が設置した装飾等を撤去し、原状に復したうえで実行委員会の確認を受けなければならない。

2 前項に規定する期日までに作業が完了しない場合は、実行委員会が代わって行うことができる。ただし、それに要した費用は出展者が負担しなければならない。

(保険)

第 17 条 出展者は、交流会に伴うトラブルや損害賠償責任の発生に備えて、盗難、火災、食中毒、対人・対物事故等による賠償責任を対象とする保険に加入しなければならない。

第 6 章 搬入及び搬出手続き

(搬入及び搬出)

第 18 条 出展者は、会場内への搬入及び会場外への搬出については、実行委員会が指定した時間及び方法において、これを行わなければならない。

2 会場内に駐車場を用意していないことから、周辺の民間駐車場を利用すること。

第 7 章 交流会

(開催時間)

第 19 条 出展者は、交流会の開催時間中、出展を行わなければならない。

2 前項の開催期間及び開場時間は、次のとおりとする。ただし、運営上必要と認められるときは、開催期間及び開場時間を変更することがある。

開催期間 令和 7 年 5 月 30 日 (金) から 6 月 1 日 (日)

開場時間 午前 10 時 30 分から午後 5 時 30 分

ただし、5 月 30 日 (金) については午後 1 時 30 分から午後 5 時 30 分とし、出展者は会場に午後 1 時から入場できるものとする。

3 交流会終了後、6 月 2 日から 6 月 15 日までは、出展者パンフレット及びチラシ等の掲示・配布を行うことができる。

(出展品等)

第 20 条 出展者は、出展品について、あらかじめ実行委員会の承認を得なければならない。また、それらを変更する場合も同様とする。

2 実行委員会は、出展者との協議の上、出展品の画像等について、ホームページ、ソーシャルメディア、広告物等において公表することができる。

(広告等に対する規制)

第 21 条 実行委員会は、会場の秩序、安全又は全体の調和を維持するうえで必要と認めるときは、広告物の変更又は撤去を命じることができる。

2 出展者がブース内でメディアに出演する場合は、事前に実行委員会へ報告するものとする。

(従業員管理)

第 22 条 出展者は、従業員の管理に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 従業員の服装は、交流会のイメージと調和し、来場者に好感を与える衣服を着用させること。
- (2) 毎日従業員の体調を記録し、発熱や咳などの症状がある等体調が優れないものを従事させないこと

(苦情処理)

第 23 条 出展者は、来場者からの苦情が出た場合、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 出展者のブース内で来場者からの苦情は、苦情内容を当日中に実行委員会本部に連絡しなければならない。
- (2) 上記の苦情に対する処理は、誠意をもって適切に出展者の責任において処理し、すみやかに結果を実行委員会本部へ報告しなければならない。
- (3) 出展者の責に帰する度重なる苦情があり、改善が講じられない場合は、退去を命じる場合もある。また、それによって生じる実行委員会の損害金は出展者の負担となる。
- (4) ブース外で発生したトラブルは、実行委員会スタッフに引き継ぐこと。

第 8 章 補則

(その他)

第 24 条 この要領に定めるもののほか、交流会実施に関し必要な事項は、第 28 回全国菓子大博覧会・北海道実行委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 3 1 日から施行する。